

## JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ新規参加者促進事業

2012年1月30日

JMRC近畿ジムカーナ部会

JMRC 近畿ジムカーナ部会は、2012年のミドルシリーズにおいて、新規参加者参入を促進するために、以下に定める新規参加促進対象者および新規参加促進紹介者に対して、2012年JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズへの参加に際し、新規参加促進補助金(以下補助金等という)を交付するものとする。対象となるクラスはRT、EXPを除く2012年JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ対象クラスとし、学割との併用を認める。学割以外の他の割引との併用は認めない。

### 補助金等の額

- ① 新規参加促進対象者(新人) 年間最大9千円(1戦参加につき3千円×3戦)
- ② 新規参加促進紹介者(紹介者) 新規参加促進対象者一名につき5千円

### 申請方法

新規参加促進対象者(新人)は、はじめて参加する大会並びに以降の任意の2戦に参加申込する際に、また新規参加促進紹介者(紹介者)は紹介する新人がはじめて参加する際に、それぞれ別添様式に必要事項を記入の上、部会宛にメールにて送付すること。

### 新規参加促進対象者(新人)の定義

・JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ新規参加促進対象者(新人)は、以下のいずれにおいても該当する者とする。

- ① はじめて参加する大会が開催される日において、過去10年以上JAF公認ジムカーナ競技会(全国各地区JMRCシリーズ戦およびJAFシリーズ戦、但しJMRC近畿ジムカーナミドルシリーズRTクラスを除く)に参加をしていないこと。
- ② 2012年JMRC近畿登録会員であること。(参加申込と同時の入会可)
- ③ 法令等を遵守し、JMRC近畿の名誉及び品位を阻害しない者。
- ④ 前①～③いずれかに該当しなくなった場合、速やかに補助金等を返納できる者。

### 新規参加促進紹介者(紹介者)の定義

・JMRC近畿ジムカーナミドルシリーズ新規参加者促進紹介者(紹介者)は、以下のいずれにおいても該当する者とする。

- ① 2011年JMRC近畿ジムカーナシリーズのシリーズ表彰対象であった者。
- ② 2012年JMRC近畿の登録会員であること。
- ③ 法令等を遵守し、JMRC近畿の名誉及び品位を阻害しない者。
- ④ 新規参加者が新規参加促進対象者の定義に該当しなくなった場合において、速やかに補助金等を返納しなかった場合、補助金等の返納を代行できる者。

以上